

【C-NEX】約款 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新約款	旧約款
第 2 条 (リスクおよび自己責任の原則)	<u>(20) お客さまがご自身でご導入・ご利用されるプログラム等によって本取引を行うために必要な機能および情報等 (以下「API 機能」といいます。) を利用する場合、当該プログラム等および API 機能の欠陥や誤作動等も含め、当社は一切責任を負わず、全てお客さまの判断および責任で導入ならびに利用すること。</u>	(記載なし)
第 8 条 (口座の名義)	<p>8. <u>お客さまは、API 機能の利用を除き、API 機能に関するいかなる知的財産権も取得しないものとします。</u></p> <p>9. <u>お客さまは、API 機能を、お客さま以外の第三者に対して、一切開示、提供、譲渡等し、または利用等させないものとします。</u></p>	(記載なし)
第 9 条 (本取引の取引条件、本サービスの範囲)	4. <u>お客さまは本取引において、API 機能を利用して本取引を行うためのプログラム等をご自身で導入・利用することができますが、これらはお客さま自ら導入し、ご自身の判断と責任において利用できるものであり、本サービスの範囲外となります。</u>	(記載なし)
第 29 条 (免責事項)	<p>(14) <u>API 機能およびお客さまが API 機能を利用して本取引を行うためにご自身で導入・利用されたプログラム等の不具合等に伴う一切の損害。</u></p> <p>(15) <u>急激な注文の殺到や相場の急変等に伴う取引の全部または一部の履行遅延・履行不可能により生じた損害・機会利益の逸失等。</u></p>	(記載なし)
第 31 条 (本口座の停止または解約)	<p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、<u>当社の判断により本口座は解約します。</u></p> <p>(7) <u>API 機能の利用により、指標発表等の流動性の薄いタイミング等において、大量の注文を過度に繰り返す、本システムの脆弱性を突くような取引を多頻度で繰り返す等、という当社のカバー取引の継続に影響を与えた場合。</u></p>	<p>2. 次の各号のいずれかに該当した時は、<u>本口座は解約されることとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(記載なし)</p>

	<p>(8) <u>API 機能の利用により、当社またはそのカバー先が管理するサーバー等の機器に対して過剰な負荷および障害を与えたことに伴い、当社からお客さまに対して要請した事項が順守もしくは同意されず、また当該要請のための連絡等を行えない場合。</u></p>	
--	---	--